



2枚のうち1枚

平成18年10月14日

改 善 通 知 書

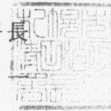
有限会社 丸倉共立商事

取締役

■■■■■ 様

札幌市 清田消防署長

消防監 三上 順



あなたが 所有 している下記の防火対象物は、平成18年10月12日に立入検査を実施した結果、別添のとおり火災予防上の不備・欠陥事項がありますので、速やかに改善するよう通知します。

なお、不備・欠陥事項につきましては、平成18年10月31日までに 清田消防署長に改善計画書を、提出して下さい。

記

- 1 所在地
札幌市清田区北野3条3丁目15-1
- 2 名称
北野博善斎場

改善計画書提出先 及び問い合わせ先	〒004-0871 札幌市清田区平岡1条1丁目 札幌市清田消防署予防課防火推進係 電話 011-883-2100
査 察 員	消防司令補 堤 保治
改善通知書受領者	職 氏名

2枚のうち2枚

施設別	不備・欠陥の設備等	不備・欠陥事項
北野博善斎場	消防訓練 防災 自動火災報知設備 誘導灯 点検報告 火気設備 位置等 貯蔵取扱い 届出	<p>消防計画に基づく避難訓練及び消火訓練が実施されていないので、年2回以上実施すること。なお、避難訓練等を実施する場合は、事前にその旨を清田消防署へ連絡すること。（消防法第8条）</p> <p>斎場内の仕切り又は目隠しに使用している白地の幕は、防災性能を有するものを使用することを指導する。</p> <p>自動火災報知設備の感知器を1階事務所の間仕切りを行い造作した部分の階段上部及び階段下物入れ並びに居室下部の物置及びボイラー室部分に各設置すること。（消防法施行規則第23条）</p> <p>設置されている誘導灯の内、非常電源の容量が低下しているものがあるので改修すること。（消防法第17条第1項）</p> <p>消防法第17条の3の3の規定に基づき設置されている消防用設備等について、消防設備士又は点検資格者に定期（6ヶ月毎）に点検させ、その結果を清田消防署長に3年に1回報告すること。</p> <p>1階事務所内のボイラーが設置されている室内の仕上げを不燃材料とすることを指導する。</p> <p>北側屋外に設置した灯油ホームタンク2基は、タンク相互の距離を3m以上とするか、危険物の流出を防止する有効な措置（防油堤設置等）を講ずること。（札幌市火災予防条例第36条の4）</p> <p>建物西側屋外に設置した灯油ホームタンクの配管は、地震等により配管とタンクとの結合部に損傷を与えない措置をすること。（札幌市火災予防条例第36条の4）</p> <p>1階屋内（物入れ部分）に設置されている灯油、軽油のポリタンク（18リットルタンク）は避難の場合に支障のない場所に設置するとともに、指定数量（1000リットル）の5分の1以上、指定数量未満の量を設置する場合は、不燃区画をした専用室に設置すること。（札幌市火災予防条例第36条の3の2）</p> <p>少量危険物貯蔵取扱所の設置の届出がされていない灯油ホームタンクが2カ所あるので、届出をするとともに規定の標識板及び消火器を設置すること。（札幌市火災予防条例第71条）</p>